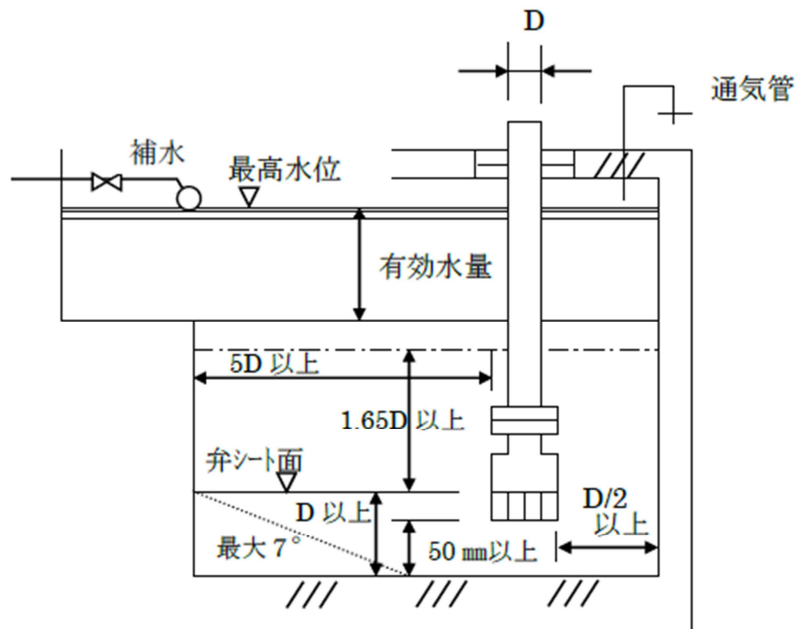


第2 屋内消火栓設備

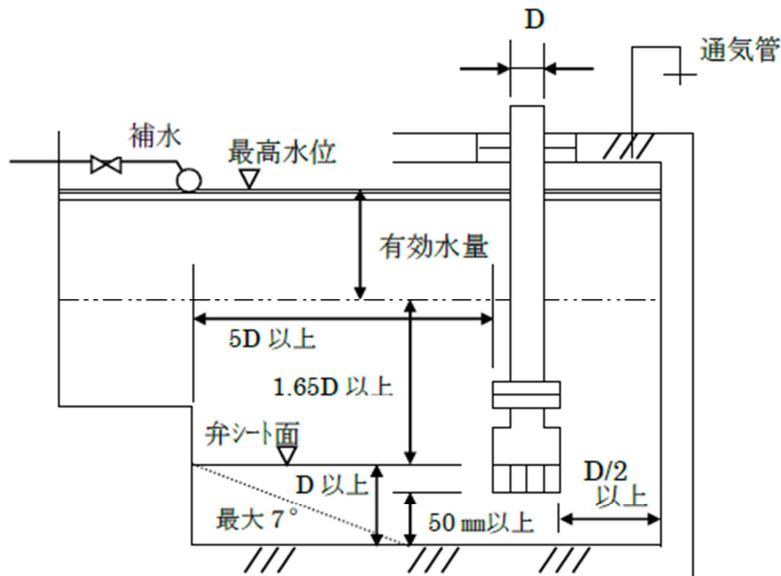
1 水源

- (1) 水源には、減水した場合に自動的に補水できる設備を設けること。
- (2) 水源の有効水量は、他の消防用設備等と兼用する場合にあっては、それぞれの規定水源量を加算して得た量以上とすること。(法令により設置されているものに限る。)
消防用水(防火水槽を含む)として必要な量は、消火栓ポンプのフート弁(水源の位置がポンプより高い位置にある場合は、吸水管又は給水管の吸水口等)の下部において得られるものとする。
- (3) 水源の有効水量の算定等は、次によること。(図中の D は外径とすること。)
- ア 消防用設備等専用の場合
- (ア) 地下貯水槽にサクシヨンピットを設ける場合
- α 1.65D の高さがサクシヨンピット内の場合



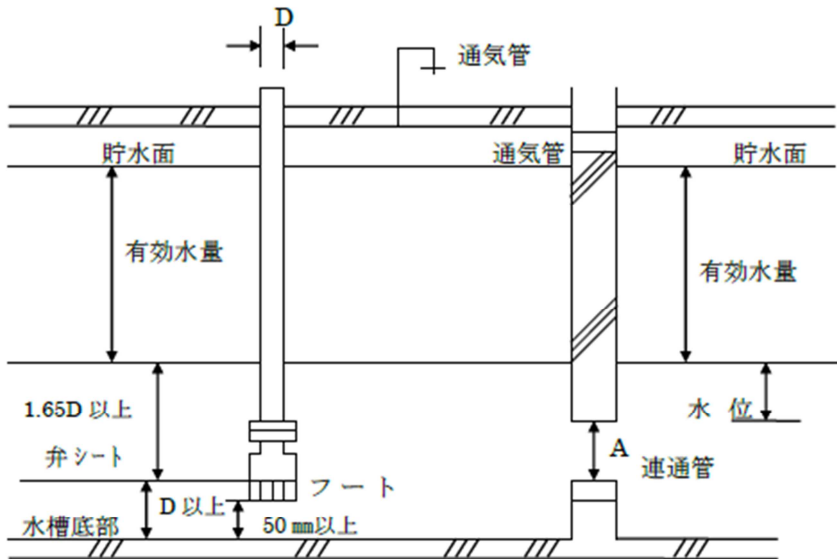
1.65D の高さがサクシヨンピット内の場合は、サクシヨンピット容量は算定しない。

b 1.65D の高さがサクシオンピットより上部の場合



1.65D の高さがサクシオンピットより上部の場合は、当該高さ以下は算定しない。

(イ) 地下貯水槽にサクシオンピットを設けない場合又は連通管を設ける場合



(注) 有効水量の下辺部が連通管より下方にある場合は、水位差は連通管の下辺部からとるものとする。この場合、連通管の断面積は、次式で算定した数値以上とすること。(連通管の長さは 1.5m 以下とする。)

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32\sqrt{H}}$$

$$\text{又は } D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}} \left[\text{又は } H = \left(\frac{Q}{3.32 * A} \right)^2 \right]$$

A ; 管内断面積(m²)

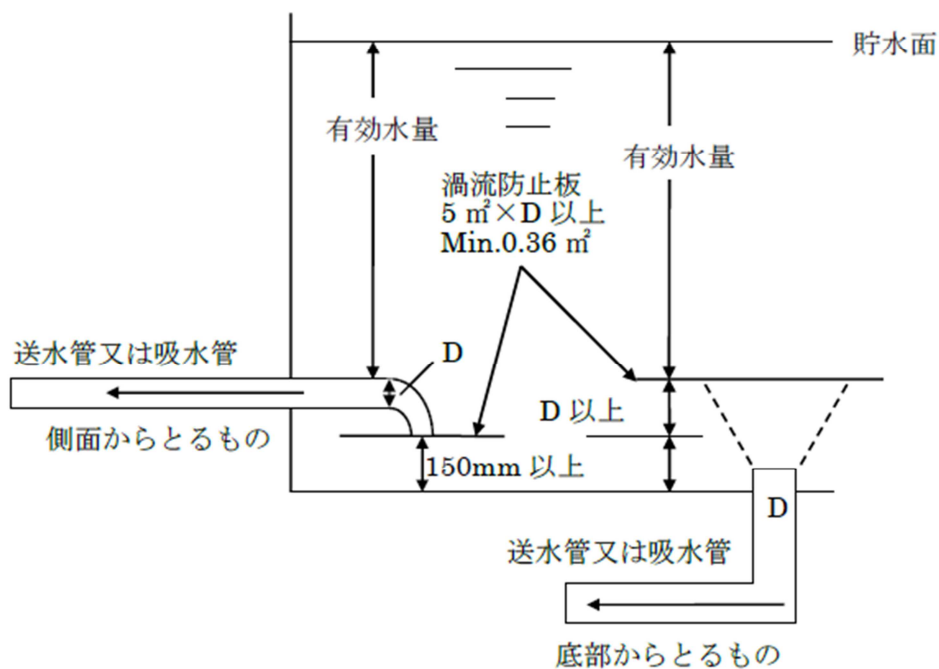
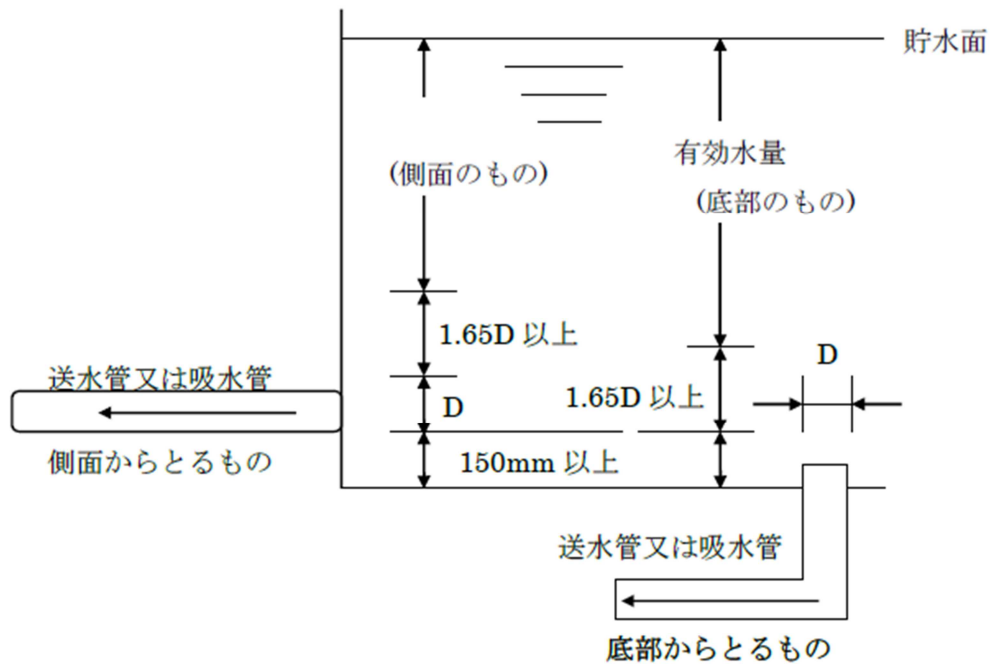
D' ; 連通管内径(m)

Q ; 連通管の流量(m³/sec)

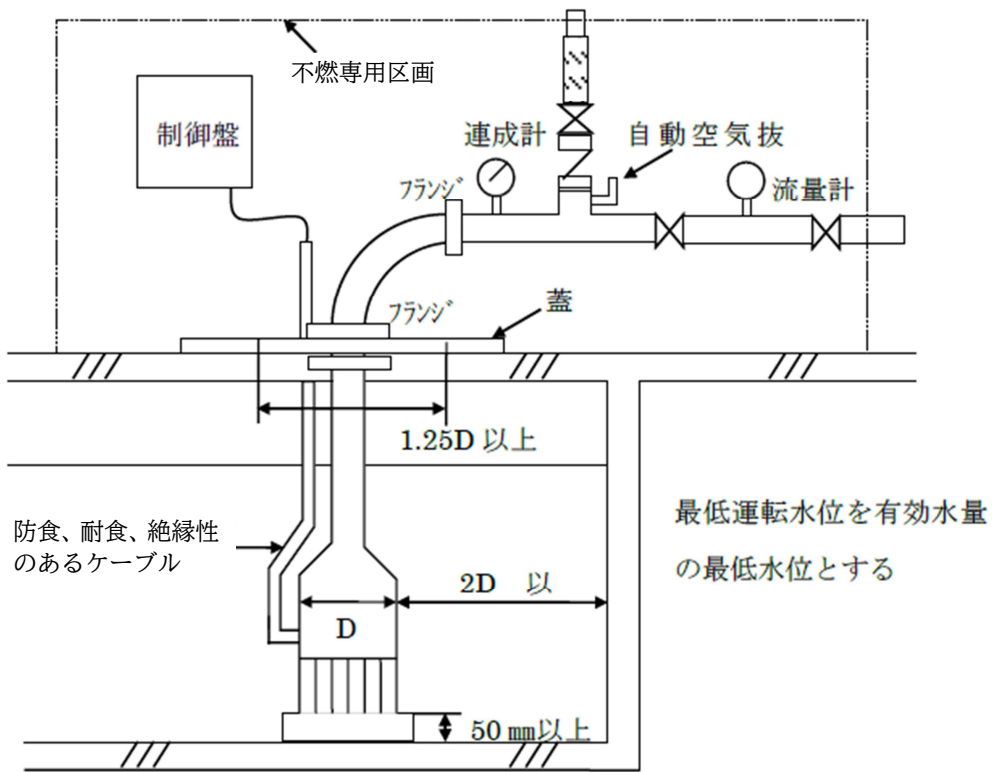
g ; 重力の加速度 9.8m/sec²

H ; 水位差(m)

(ウ) 水槽の側面又は底部に送水管又は吸水管を設ける場合

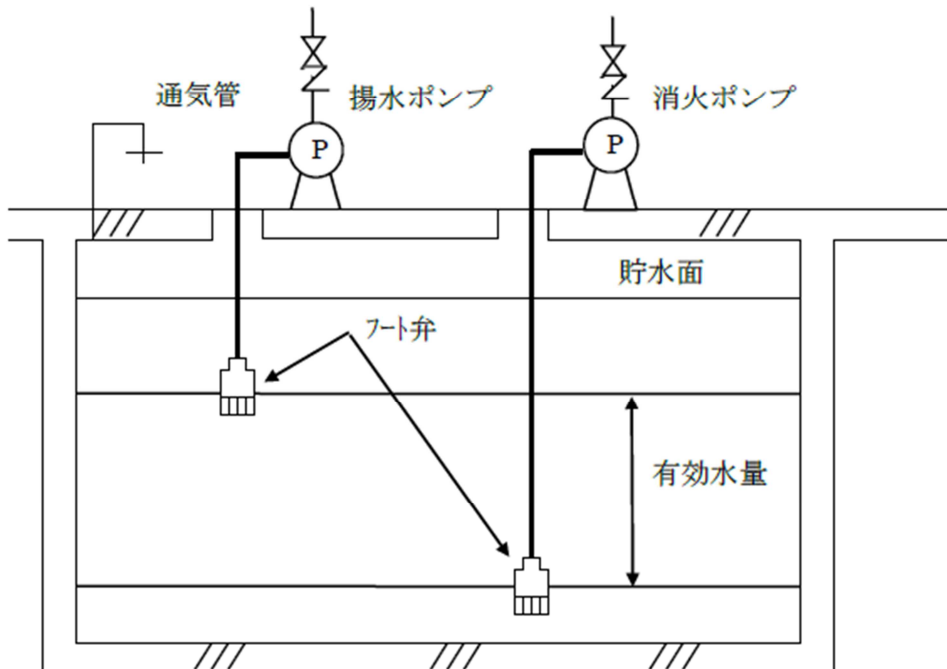


(エ) 水中ポンプを用いる場合

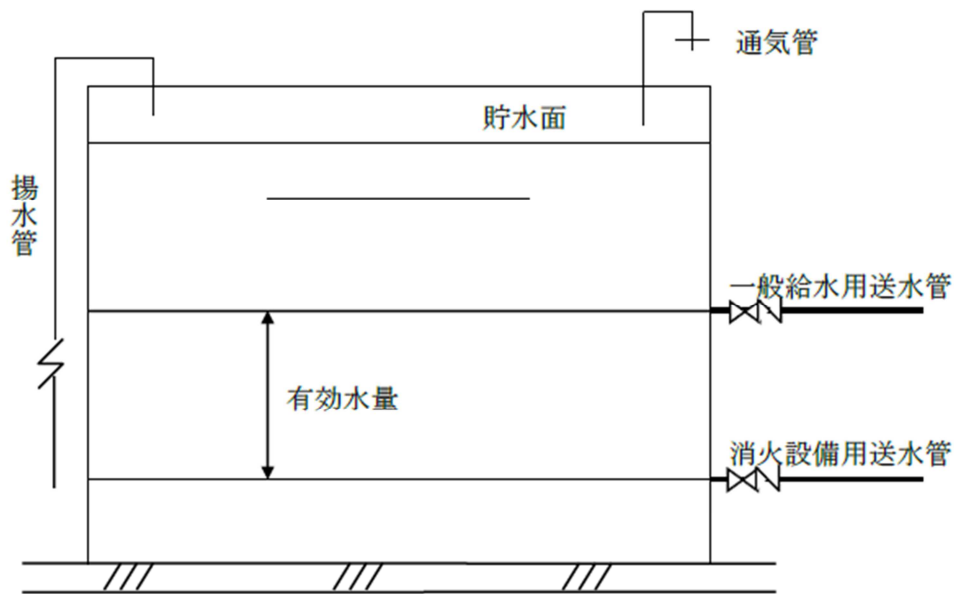


イ 雑用水等と兼用する場合

(ア) フート弁の高さを変える場合



(イ) 高架水槽を用いる場合



(4) 水槽と外気の間には、管の呼び径が100A以上の通気管を水槽ごとに設けること。
ただし、当該通気管を設けた水槽と水槽間を連通管の断面積の1/10以上の断面積を有する通気管により接続された水槽にあっては、この限りではない。

(5) 水槽は、次によること。

ア 鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。

ただし、2(1)イに定める場所のいずれかに設ける場合は、合成樹脂製のものとすることができる。

イ FRPの水槽を使用する場合には、次によること。

(ア) 省令第12条第1項第4号イ(ニ)により設け、かつ、周囲に可燃物等が存在しないこと。

(イ) 地盤面以下に埋設して設置すること。

(ウ) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合において、隣接する建築物若しくは工作物から3m以上の距離を有する場所又は3m未満の範囲が防火上有効に措置された場所に設けること。

ウ 減水した場合、警報を発する装置を設けること。

昭和52年1月27日
消防予第12号

2 ポンプ方式の加圧送水装置

省令第12条第1項第7号ニの規定及び加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号。以下「加圧送水装置告示」という。)によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 政令第11条第3項第1号ホ並びに第2号イ(6)及びロ(6)に規定する「点検に便利」とは、加圧送水装置等(ポンプ、電動機と制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃がし装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置等及びその附属機器をいう。以下同じ。)の点検ができる空間、照明、排水等を確保できる場所とすること。

イ 政令第 11 条第 3 項第 1 号ホ並びに第 2 号イ(6)及びロ(6)に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所」とは、次によること。(水中ポンプを除く。)

(ア) 屋内に設置する場合は、不燃材料で区画され、開口部には、防火設備を設けた専用室に設けること。

ただし、空調、衛生設備等の機器で出火危険のおそれがない不燃専用室にあつては、併設することができる。

(イ) 屋外に設置する場合(屋上を含む。)は、加圧送水装置等は、風雨により影響を受けることから、独立した建築物又は工作物(以下この項において「ポンプ庫」という。)内に、次により設けること。

a ポンプ庫は、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上の火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない構造のもので、ポンプ庫から防火対象物の外壁までの水平距離が 3m 以上離れていること。

ただし、当該防火対象物の外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りではない。

b 前 a に掲げる構造以外のポンプ庫は、ポンプ庫から防火対象物の外壁までの距離が 5m 以上離れていること。

ただし、当該防火対象物の外壁が不燃材料で造られ、かつ、その外壁の開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りではない。

c 屋上に設置する場合は、主要構造部を耐火構造とした建築物であること。

ウ 加圧送水装置等は、専用のものですること。

ただし、他の消火設備と併用又は兼用する場合において、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないものにあつては、この限りではない。

この場合において、「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」とは、次によること。

(ア) 吐出量は、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

(イ) ポンプが一の消火設備として起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

エ 加圧送水装置は、堅固で水平な床に固定し、振動等により、ずれ等が生じないものであること。

オ ポンプの吐出配管等及び吸水管(床置き式水槽から接続される管、又は横引き部分が著しく長い管)には、振動等を吸収するため、次表の金属製の可とう管接手を設けること。

ただし、ポンプと同一の架台に設けられた水槽等へ接続する管については、この限りでない。

なお、可とう管接手については、「加圧送水装置の周辺配管に使用する可撓管接手の取扱いについて」(平成 5 年 6 月 30 日付消防予第 199 号)によること。

呼び径(A)	32-65	80-100	125-150	200-300
可とう管接手の長さ(mm)以上	500	600	800	1,000

カ 水中ポンプについては、「屋内消火栓設備の加圧送水装置について」(昭和 52

年2月16日付消防予第26号)によるほか、地上部には、点検用スペースが確保されているとともに、ポンプの整備又は点検のための引き上げ措置が講じられていること。

(2) 設置方法

ア ポンプの吐出量

(ア) 同一の防火対象物で、他の消火設備と加圧送水装置を併用又は兼用するものにあつては、前(1)ウ(ア)によること。

(イ) 棟が異なる防火対象物(同一敷地内で、管理権原者同一の場合に限る。)は、次の場合に限り加圧送水装置を共用することができる。

α 棟に至る配管は、原則として埋設しないこと。やむをえず埋設する場合には、加圧送水装置から、埋設するまでの間で棟ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、防食措置をすること。

β 吐出量は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあつては、規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

(a) 隣接する防火対象物のいずれかが、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

(b) 防火対象物相互の外壁間の中心線から水平距離が1階にあつては3mを超え、2階以上のにあつては5mを超える距離を有するもの

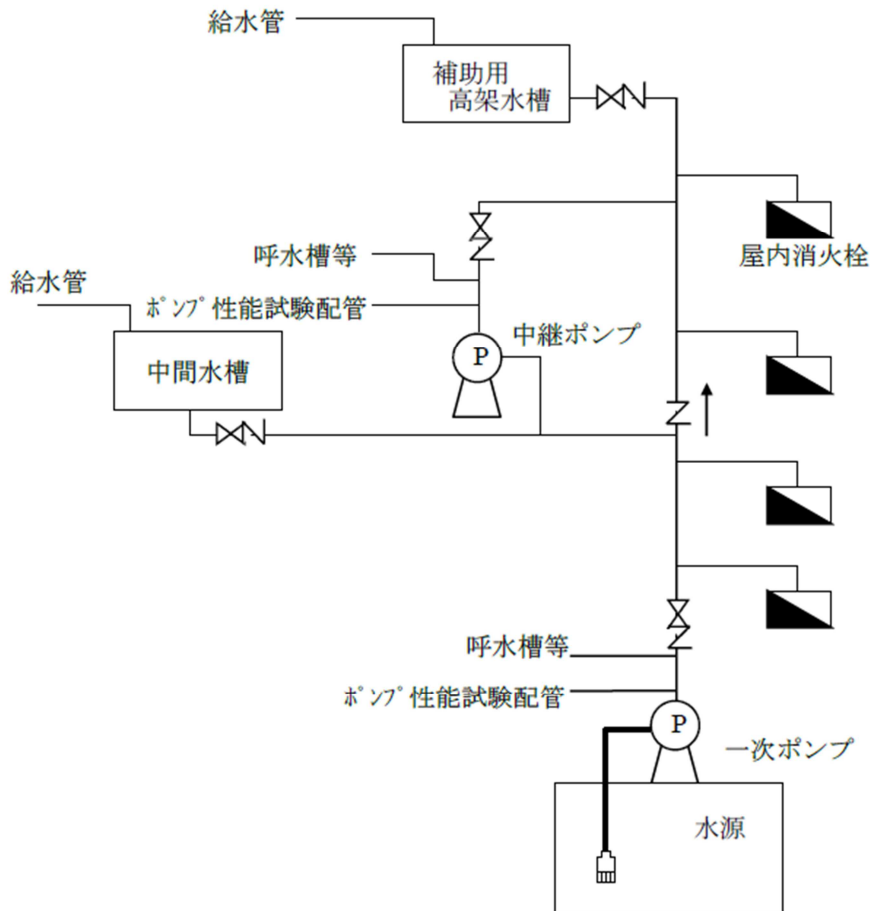
イ ポンプの全揚程等

ポンプの全揚程の算定にあたって、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓の摩擦損失水頭については、鑑定品の仕様書に明示された数値とすること。

(3) 放水圧力が0.7MPaを超えないための措置

省令第12条第1項第7号ホに規定する「放水圧力が0.7MPaを超えないための措置」は、「屋内消火栓設備に関する疑義について」(昭和50年5月26日付消防安第55号)によるほか、次によること。

ア 中継用の加圧送水装置を設ける方法



イ 減圧機構を内蔵する消火栓（指定認定機関による認定品に限る。）を設ける方法

ウ 減圧弁又はオリフィス等を設ける方法等

(ア) 減圧装置は、減圧措置のための専用の弁とすること。

(イ) 減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

(ウ) 減圧弁の接続口径は、取付け部分の管口径と同等以上のものであること。

(エ) 設置階は、当該設備の設置される最下階から3階層（地階を含む。）以内とすること。

なお、中継ポンプの吐出側直近の当該ポンプの受けもつ階層についても適用されるものであること。

(オ) 設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。

(カ) 減圧弁には、その直近の見やすい箇所に、当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

(キ) 減圧弁又はオリフィス等を使用する当該設備の着工届出書には、当該弁の「仕様書」・「性能書」・「構造図」等を添付すること。

(4) ポンプ性能試験装置

ア ポンプ性能試験装置に使用する配管には、流量計の一次側に仕切弁、二次側に流量調整弁を設けること。

イ ポンプ性能試験装置の二次側配管は、水槽に還流する等有効に排水できること。

(5) 水中ポンプ起動用の配線で、水槽内の配線は、耐食、耐水、絶縁性の十分あるもの

とすること。

3 高架水槽方式の加圧送水装置

(1) 設置場所

点検に便利で、かつ、前2(1)ア、イの規定により設けること。

(2) 設置方法

ア ポンプの吐出量は、前2(2)ア(ア)によること。

イ ポンプの全揚程等

ポンプの全揚程の算定にあたっては、前2(2)イを準用するものとする。

(3) 放水圧力が0.7MPaを超えないための措置

前2(3)を準用するものとする。

4 配管等

(1) 配管は、高架水槽若しくは補助高架水槽(以下「高架水槽等」という。)、起動用圧力タンク又は補助加圧装置により常時充水すること。

なお、補助加圧送水装置にあつては、次によること。

ア 補助ポンプは、専用とすること。

イ 水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置を設けること。

ウ 起動圧力に減少したとき又は停止圧力に達したときには、確実に起動、停止が行われること。

エ 補助ポンプは、加圧送水装置の止水弁の二次側配管に接続すること。

オ 補助ポンプの作動中に屋内消火栓設備を使用した場合、起動装置の作動、放水性能に支障が生じないものであること。

(2) 高架水槽等の吐出部直近には、仕切弁、逆止弁及び可とう管接手を設けること。

(3) 補助高架水槽から立上り管までの配管は、1号消火栓が設けられるものは呼び径40A以上、2号消火栓が設けられるものは呼び径25A以上、広範囲型2号消火栓が設けられるものは呼び径32A以上のものとする。

(4) 専用の補助高架水槽の容量は200Lとする。

なお、他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち、最大以上の量とすることができる。いずれの場合にも20A以上の配管で常時補水できるものであり、その材質は前1(5)の規定(鉄筋コンクリートを除く。)を準用するものとする。

(5) 配管に設ける止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示をするものとする。

(6) 配管には空気だまりが生じないような措置を講ずること。

(7) 配管は、専用支持金具にて堅固に固定すること。

(8) 建築物の接続部分等で、地震動による曲げ又はせん断力を生じるおそれのある部分の配管施工は行わないこと。

ただし、建築物の構造、形態等からこれらの部分を貫通する場合は、可とう管接手を設け、配管の保護を行うこと。

(9) 屋外配管等直接外気に面する部分に設ける配管等は、凍結防止のための措置を講ずること。

(10) 配管には排水弁を設け、管内の排水ができるようにすること。

ただし、消火栓開閉弁等から有効に排水ができるものにあつては、この限りではない。

(11) 配管、弁類等は、次によること。

ア 配管については、定格全揚程時における配管部分の圧力値が 1.0MPa 以上となるものにあつては、JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) とすること。

ただし、これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する場合は、この限りではない。

イ 弁類(加圧送水装置の吐出側直近に設けられる逆止弁及び止水弁を除く。)を設ける場合の当該弁の最高使用圧力は、定格全揚程時における当該場所の圧力値以上の仕様のもを設けること。

ウ ストレーナー及びフート弁の材質は、次表によること。

区分	材質(日本産業規格)
ストレーナー ストレーナー網状部	JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品)
	JIS G 5101 (配管用炭素鋼鋼管(白管))
	JIS G 3100 (銅合金の板及び条)
フート弁	JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品)
	JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板)
	JIS H 5111 (青銅鑄物)

(12) 配管工事完了後、当該主配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の 1.1 倍以上の空気若しくはガス圧又は 1.5 倍以上の水圧を3分間以上加えた場合、接続部等から漏水(漏洩)又は破損等を生じないように施工すること。

(13) 配管は、原則として地盤面下に敷設しないものとするが、やむを得ず敷設する場合は、次のいずれかによること。

ア 配管が目視できるU字溝又は配管ピット等により敷設すること。

イ 防食被覆(アスファルトテープ等)を施すこと。

ウ WSP 041 (消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管) 又は WSP 044 (消火用ポリエチレン外面被覆鋼管) を用い、接続部分は専用接手(異種鋼管にあつては、絶縁性のもとする。)により施工すること。

エ ポリエチレン等の塗覆装を施し又はこれと同等以上の耐食性を有するものを使用すること。

オ その他上記と同等以上の防食措置を施すこと。

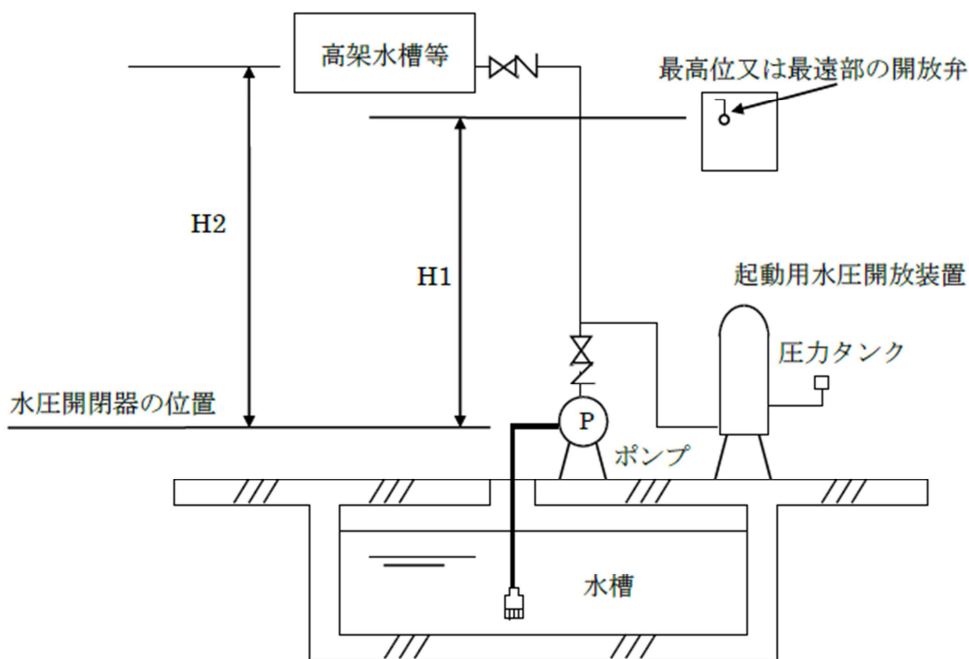
5 起動装置

(1) 起動用水圧開閉装置の水圧開閉器は、当該開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか高い圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。

ア 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差(H1)による圧力に、下表の左欄に掲げる消火栓の種類に従い、同表の右欄に定める数値を加えた圧力とする。

消火栓	数値
1号消火栓	$H1+0.2$ (MPa)
易操作性1号消火栓	$H0+H1+0.2$ (MPa)
2号消火栓	$H0+H1+0.3$ (MPa)
広範囲型2号消火栓	$H0+H1+0.2$ (MPa)
※H0 は、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓のノズル、消火栓弁及び消火用ホースの摩擦損失水頭として機器仕様図に明示された数値をいう。	

イ 高架水槽等の位置から、起動用水圧開閉器までの落差 (H2) による圧力に 0.05MPa を加えた値の圧力とする。



- (2) 押しボタン式等の遠隔操作部は、保護カバーが取付けられていること。
- (3) 防災センター等に加圧送水装置が起動した旨を的確に移報すること。

昭和 50 年 6 月 16 日
消防安第 65 号

6 貯水槽等の耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等 (以下「貯水槽等」という。) の耐震措置は、次によること。

- (1) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に固定すること。
- (2) 貯水槽と配管が、地震等による振動等により破損するおそれがある場合は、可とう管接手を用いて接続すること。

7 電源、配線等

常用電源回路は、低圧のものにあつては、引き込み開閉器の直後から分岐し、専用配

線とすることとし、特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用の配線とすること。

8 非常電源

非常電源の基準によること。

9 屋内消火栓箱

政令第11条第3項第1号及び第2号の規定によるほか、屋内消火栓は、易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓を設置すること。また、同一防火対象物には同一操作性のものを設置すること。

(1) 1号消火栓

ア 消火栓箱の構造

(ア) 大きさは、収納された弁の操作及びホースの使用に際し、ホースのねじれ、折れ、引っ掛かりその他支障を生じないものであること。

(イ) 扉は、容易に開放でき、ホース延長活動に支障がなく、かつ、避難上障害とならないものであること。

(ウ) 扉の開放角は150度以上であること。

ただし、防火対象物の角部等に設けるもので、ホースの延長に支障とならないものについては、開放角を90度以上とすることができる。

(エ) 排水することができる排水口等が設けられていること。

イ ノズル及びホース

(ア) ノズルの材質は、次のものを標準とすること。

区分		材質(日本産業規格)
筒先	ノズル	JIS H 5111(青銅鑄物)
		JIS H 5101(黄銅鑄物)
		JIS H 5202(アルミニウム合金鑄物)
	プレーパイプ	JIS H 3101(銅版)
		JIS H 3601(継目無鋼管)
		JIS H 5202(アルミニウム合金鑄物)

(イ) ノズルは、原則として開閉及び噴霧切替装置付きのものとする。

(ウ) ホースは、呼称40又は50のもので、長さ15mを2本、ノズルは、口径が13mm以上のものを1本、それぞれ接続して設置すること。

ウ 表示灯及び灯火

(ア) 屋内消火栓箱の扉表面の表示は、次によること。

a 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき20cm²以上とすること。

b 消火栓箱に操作手順を示す絵表示を貼付すること。

なお、当該絵表示を消火栓箱の扉の内側に貼付する場合は、消火栓箱の扉を開いた状態において、見やすい位置に貼付すること。

(イ) 赤色の灯火の大きさは、前面投影面積が直径60mm以上又はこれに相当する

面積以上とし、かつ、側面の面積は、前面投影面積の1/4以上の有効投影面積を有するものとする。

(ウ) 連結送水管の放水口を併設収納する消火栓箱の扉表面には(ア)に規定する大きさで「放水口」と表示すること。

(2) 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

ア 消火栓箱の構造等

易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓並びに放水に必要な器具は、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成25年消防庁告示第2号。以下、「屋内消火栓等告示」という。)に適合するもの又は認定品のものとする。

なお、消火栓箱内に連結送水管の放水口を併設する場合についても、認定品とすること。

イ 位置表示灯

認定品のものとして位置表示灯が含まれていないものは、前(1)ウ(イ)の例によること。

ウ 消火栓弁等

(ア) 消火栓弁は、易操作性1号消火栓にあつては結合金具の規格省令に規定する呼称30のもの、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあつては呼称25のものに適合するものであること。

(イ) 自動減圧仕様(減圧装置が内蔵され、圧力が高い場所でも自動的に屋内消火栓等告示第3第3号(4)に規定する放水圧力を200N以下に調整する仕様のものを用いる。以下この項において同じ。)の易操作性1号消火栓には減圧弁を必要としない標準仕様(減圧装置は内蔵されていないが、使用圧の範囲内で放水反力を200N以下とする仕様のものを用いる。以下この項において同じ。)と容易に判別できるようにするとともに、使用圧に応じた仕様のもので設置されていることが容易に確認できるよう、日本消防放水器具工業会において作成した当該仕様を示す識別ラベルを認定マーク付近に貼付すること。

エ 消防用ホース

(ア) 消防用ホースは、消防用ホースの規格省令に規定する保形ホースとすること。

(イ) 消防用ホースは、易操作性1号消火栓にあつては消防用ホースの規格省令に規定する呼称30のもので長さ30mのもの、2号消火栓にあつては呼称25のもので長さ20mのもの、広範囲型2号消火栓にあつては呼称25のもので長さ30mのものを設けること。

オ 表示

(ア) 連結送水管の放水口を併設するものは、前(1)ウ(ウ)の例による表示をすること。

(イ) 屋内消火栓等告示第13第2号(2)に規定する「一人で放水操作が可能である旨」の表示マークは、消火栓扉の左上隅に貼付すること。

(3) 天井設置型消火栓

屋内消火栓の開閉弁を天井に設けるもの(以下「天井設置型消火栓」という。)は、次によること。

ア 天井設置型消火栓及び放水に必要な器具は、屋内消火栓等告示に適合するも

の又は認定品のものとする。

イ 固定方法は、地震動等又は消防用ホース延長時の衝撃等により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取付けること。

ウ 天井設置型消火栓を設置する場所の周囲には操作に支障を与える什器、パーテーションその他の機器を置かないこと。

エ 天井設置型消火栓を設置する天井面の高さは、型式認定における申請時等において明示された範囲内とすること。

オ 降下装置は、屋内消火栓等告示第3第6号の規定によるほか、次によること。

(ア) 天井設置型消火栓が設置されている場所又は当該場所を容易に見とおせる水平距離が5m以内の壁若しくは柱に設置すること。

(イ) 降下装置又はその周囲には、天井設置型消火栓の降下装置である旨の表示を行うこと。

(4) 設置方法

ア 容易に使用でき、かつ、避難口又は階段に近く、火災の際容易に操作ができる位置に設けること。

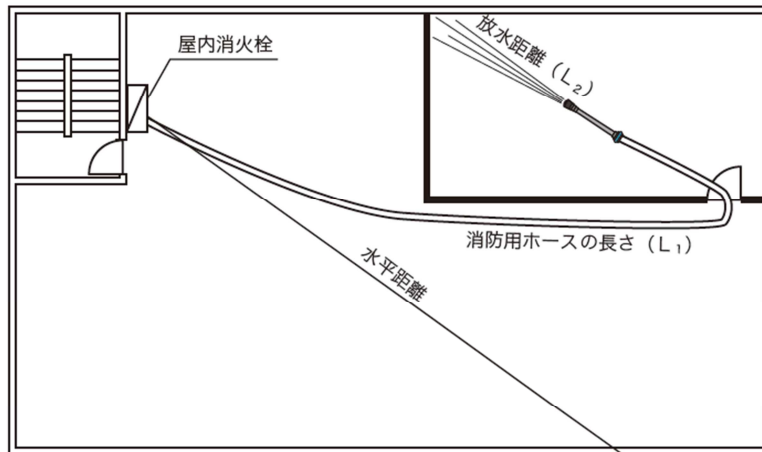
イ 扉の開閉が容易で、消防用ホース等が避難の障害とならないように設けること。

ウ 政令第11条第3項第1号ロ並びに第2号イ(2)及びロ(2)に規定する「各部分に有効に放水することができる」とは、間仕切り壁等により放水ができない部分が生じないよう、消防用ホースを延長する経路、消防用ホースの長さ及び放水距離を考慮し、有効に消火できるように設けることをいうものであること。

この場合の放水距離は、おおむね下表によること。

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、原則として屋内消火栓を増設する必要があること。

屋内消火栓設備の種類	水平距離	ホースの長さ	放水距離
1号消火栓	25m	30m	7m
易操作性1号消火栓	25m	30m	7m
2号消火栓	15m	20m	10m
広範囲型2号消火栓	25m	30m	7m



防火対象物の各部分から消防用ホース接続口まで、 $L_1 + L_2$ 以下となるよう設けること。

エ 非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段の附室（以下この項において「乗降ロビー等」という。）に屋内消火栓を設置する場合は、乗降ロビー等から屋内に通じる出入口の防火戸の下方に、次によりホース通過孔を設けること。

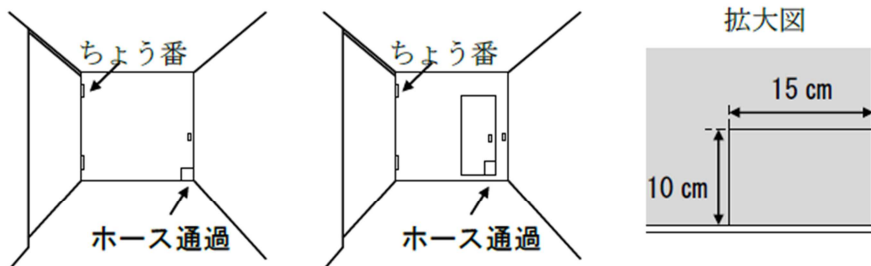
(ア) 位置は、ちょう番の反対側下部とすること。

(イ) 幅及び高さは、それぞれ、おおむね 15 cm 及び 10 cm とすること。

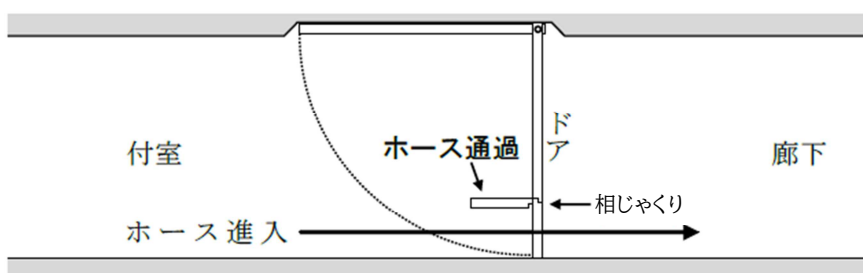
(ウ) ホース通過孔の部分は、手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持でき、かつ、防火戸の枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり、定規縁又は戸当たりを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、防火設備の取付金物は、閉鎖した際に取付け部分が露出しないような構造とすること。

(エ) 当該通過孔の開き方向は、下図によること。

(オ) ホース通過孔部分は、蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること。



○ 通過孔の開き方



10 表示及び警報

- (1) 表示及び警報（ベル、ブザー等）は、防災センター等にできるものであること。（省令第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が設けられている防火対象物を除く。）
- (2) 常時人のいる場所には、次の表示及び警報がされるようにすること。
 - ア 加圧送水装置の作動の状態表示（ポンプの起動、停止等の運転状況）
 - イ 加圧送水装置の故障
 - ウ 呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）
 - エ 水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。）
 - オ 補助用高架水槽の減水状態の表示及び警報（補助用高架水槽に減水警報装置を設けた場合に限る。）

11 特例基準

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、政令32条の規定を適用し、設置しないことができるものとする。

- (1) 次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られており、かつ、出火の危険がないと認められるもの又は出火若しくは延焼のおそれが著しく少ないと認められるもの
 - ア 倉庫等で、不燃性の物品のみを収納するもの
 - イ 浄水場又は汚水処理場等で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
 - ウ 抄紙工場、サイダー・ジュース工場
 - エ 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性の物品を収容又は取扱わないもの
 - オ プール又はスケートリンク（滑走部分に限る。）
 - カ 発電設備、変電設備等の電気設備又は金属溶解設備等、屋内消火栓設備による注水によっては、消火不能又は消火困難と認められる設備のある場所
- (2) 通信機器室のうち、電力室以外の部分で、次の各号に該当するもの
 - ア 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でしてあること。
 - イ 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、壁及び床の開口部等（火焰の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で、束配線が壁又は床を貫通するものを除く。）には、防火設備が設けてあること。
 - ウ 室内に設け、又は収容する通信機器の配線の絶縁材料に自燃性を有するものを使用していないこと。

昭和38年9月30日
自消丙予発第59号